

2. デジタル電子計算機

品目	デジタル電子計算機、その附属装置若しくはその部分品 (Digital computers, electronic assemblies, and related equipment and specially designed components)
WA List	4. A. 3
項番等	8の項 省令第7条第三号
規制理由	<p>デジタル電子計算機とその附属装置は、航空・宇宙分野や原子力分野などで利用され、高性能デジタルコンピュータは、通常兵器や核兵器の設計などに用いられる。核爆発のシミュレーションや、発射体による装甲貫通の分析に用いられるなど、複雑な物理シミュレーションに使用できる。高性能デジタルコンピュータは、天気予報や石油探査などの民生分野でも使用されるなど、広範な分野で利用されている。</p> <p>特定の CPU ボードと関連機器は、高性能デジタルコンピュータの主要構成部品であるという理由で同様に規制されている。最新のデジタルコンピュータは通常、複数の CPU を搭載するよう設計されているので、CPU ボードは、設計上の最多 CPU 数未満の CPU が搭載されているマルチ CPU コンピュータの性能のアップグレードに使用できる。高速インターコネクタなどの品目は、膨大な数の既存のコンピュータを接続し、高性能コンピュータと同等の性能を有する並列処理システムを構築するために使用される。</p>

FCR



Fault Tolerant computer

フォールトトレラント
コンピュータ

【補足解説】

フォールトトレラント機能とは、ハードウェア又はソフトウェアが障害を起こした場合に、操作の継続性やデータの統合性を維持し、与えられた時間内でサービスを復旧し、与えられたサービスレベルで人間の介在なしに操作を継続するためのコンピュータシステムの能力をいう。単に、コンピュータシステムの一部に障害復旧機能を備えているというのではなく、活性保守対応や電源の二重化等も含めてトータルな障害復旧機能を持つコンピュータシステムの能力を指す。